事　務　連　絡
令和８年 11 月 19 日

障害児支援関係団体 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

事前防災徹底のための緊急要請について

平素より児童福祉行政の推進に格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震、富士山噴火などの国難級の大規模災害の発生が懸念されています。政府では、産官学民のあらゆる力を結集し、事前防災を徹底するとともに、平時から発災時、復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる防災庁を 11 月２日に設置し、防災体制を強化しています。一方で、国家・社会の機能や経済活動を維持するためには、各分野の企業・団体の事業継続能力の向上が重要です。

障害福祉サービスは、障害児者、その家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、昨今大規模な災害の発生がみられる中、施設・事業所等において、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要です。このため、全ての障害福祉サービス事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付けることとされています。

つきましては、引き続き、貴団体におかれては、会員施設・事業所等に対し、事前防災を徹底するよう、呼びかけていただくようお願いいたします。

以上